

春日部市景観計画に 基づく届出の手引き

春日部市

本書のねらいと構成

春日部市では、「春日部市景観計画（春日部市告示平成25年3月29日第172号以下「景観計画」という。）」及び「春日部市景観条例（平成24年条例第40号。以下「景観条例」という。）」に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び物件の堆積を行う行為者に届出等を行っていただくことにより優れた景観の形成への誘導を行います。

届出等にあたっては、景観計画に規定されている景観形成基準に適合するように、大規模行為建築物等景観形成ガイドライン及び公共事業景観形成ガイドラインを参考に建築物や工作物（以下「建築物等」という。）、開発行為、物件の堆積の計画・設計を行わなければなりません。本書では、届出等の手順やその届出書等について解説します。

[本書の構成]

第1章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

この章では、景観行政団体である春日部市が景観法第8条に基づき定めた「景観計画」のうち、届出をする際に必要な内容を示しています。

第2章 景観計画に基づく届出等の手順

この章では、事前協議の申出や行為の届出など、行為を行うにあたって必要となる届出等の種類、手順及び届出書等について示しています。

目次

第1章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 協議及び届出対象行為.....	1
2. 適用除外.....	2
3. 特定届出対象行為.....	2
4. 景観形成基準.....	2

第2章 景観計画に基づく届出等の手順

1. 届出等の手続き.....	5
（1）事前相談・協議.....	5
（2）行為の届出・完了届.....	6
2. 提出する届出書等.....	7
（1）建築物の建築等・工作物の建設等に関する届出書等.....	7
（2）開発行為に関する届出書等.....	8
（3）物件の堆積に関する届出書等.....	9
3. 提出先及び問い合わせ先.....	9

巻末資料

様式第9号 景観計画区域内における行為の協議申出書.....	10
様式第11号 景観計画区域内における行為の届出書.....	12
様式第12号 景観計画区域内における行為の変更届出書.....	14
様式第19号 完了（中止）届出書.....	15
景観形成配慮事項説明書.....	16

第1章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 協議及び届出対象行為

景観計画に定める景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の大規模建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び物件の堆積（届出対象行為）を行おうとする場合は、表1の協議及び届出対象行為と規模に応じ協議及び届出が必要となります。

表1 協議及び届出対象行為と規模

種別	対象規模	対象行為
建築物の建築等	第一種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
	第二種低層住居専用地域	
	市街化調整区域	
	商業地域 工業地域 工業専用地域	
その他の用途地域	高さが10mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物の建設等	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転 ・外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
	高架道路、高架鉄道 その他これらに類する工作物	
	橋、横断歩道橋その他これらに類する工作物	
開発行為	面積が3000㎡以上の開発行為	開発行為(都市計画法 第4条第12項に規定する開発行為)
物件の堆積	屋外において行う廃棄物、再生資源、コンテナ、その他の物件の堆積であって、当該堆積に係る土地の面積が500㎡を超え、かつ堆積高さが1.5mを超えるもの	物品の集積又は貯蔵

2. 適用除外

次に掲げるものは、届出対象行為から除外します。

①通常管理行為、軽易な行為その他の行為

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・仮設の工作物の建設等

②法令等による義務の履行として行う行為

③非常災害のため必要な応急措置として行う行為

④「春日部市土砂のたい積の規制に関する条例」に規定する土砂の堆積

【埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く）】

3. 特定届出対象行為

届出対象行為のうち、以下のものを特定届出対象行為とします。特定届出行為については、景観計画に定める景観形成基準（形態意匠）に適合しない場合は、変更命令等を行う場合があります。

- ・建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

4. 景観形成基準

春日部市に共通する景観形成基準を表2に定めます。この景観形成基準は、建築物の規模やデザイン、広告物の掲出方法などについて基準を設けており、助言指導等を行う場合の判断基準となるものです。

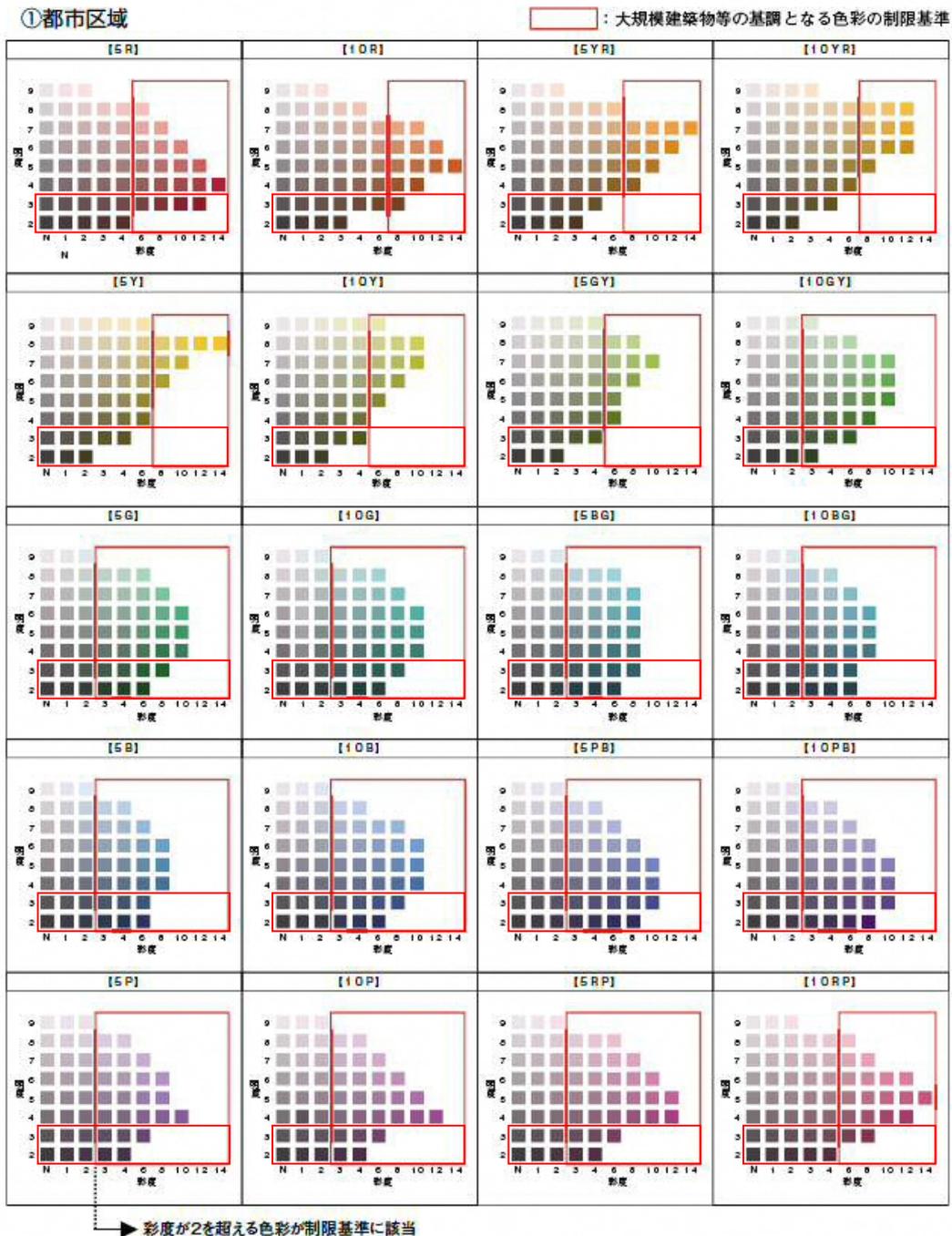
表2 景観形成基準

項 目	景観形成基準
敷地の計画	<ul style="list-style-type: none"> □造成等土地の区画形質の変更を行う場合は、既存の地形、樹林、水辺等を活用し、周辺になじむようにする。 □駐車場は、路面が露出しないような配置とし、植栽や緑化舗装等で修景を行う。 □周辺の景観資源（歴史的環境、緑、水辺など）を考慮するとともに、周辺からの見え方に配慮する。
建築物等の壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> □周辺と調和した壁面の位置とする。セットバックしてオープンスペースを単に作るだけでなく、街並みとして連続させる必要がある場合などは、壁面線をそろえたり、コーナーや部分的に凹凸を付けるなど、通りの性格に合わせた壁面の位置とする。
建築物等の形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> □周辺の街並みと調和した形態やボリュームとする。 □通り景観に対して圧迫感のないよう、分節化等の軽減策を講じる。 □外壁や屋根の素材は、周辺と調和する素材とする。
建築物の付属物及び屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> □屋外階段は、建築物本体土地と調和した構造、形態、素材、色彩とする。 □付属施設は周辺の通りから目立たないように配置し、必要に応じて植栽やルーバー等で修景を行う。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> □建築物のデザインに調和させ、周辺に与える突出感や違和感を軽減させるものとする。
敷地の境界部及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> □隣接地との関係に配慮し、ゆとりと潤いのあるオープンスペースの創出を図る。 □通りから見える緑被率を高める工夫を行う。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> □屋外広告物は、周辺景観と調和した位置、大きさ、デザインとし、できるだけ集約する。 □駅周辺は、広告物が街並みの魅力を高めるような質の高いデザインとする。 □高層の屋上広告物はできるだけ避け、建物のスカイラインやシルエットを重視する。 □主要幹線道路沿いの屋外広告物は、周辺の住宅環境に影響を及ぼさないような表示、掲出とする。 □歴史的景観や自然的景観を有する地区では、それらの景観資源に特段に配慮した表示、掲出とする。 □動光サイン、点滅サイン、液晶サインは中高層階及び屋上において、できるだけ設置を避ける。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> □建築物の外壁及び屋根、又は工作物の外装には、別表に掲げる色彩を使用しないものとする。なお、石、木、土の素材を使用する場合を除く。
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> □商業地域を除いて、点滅する光源は使用しない。 □屋外照明は、周辺環境に調和した光色や配光とし、不快とならないようグレア（まぶしさ）対策を図るものとする。
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> □堆積の高さは3 mを超えないようにすること。 □堆積物のある敷地境界部は、緑化等で修景を図り、堆積物を敷地境界から1 m以上離すこと。 □堆積物の色彩は、建築物・工作物の色彩基準を適用し、各立面につき、当該面積の1／5以内の範囲であれば、基準は適用しない。

別表 色彩基準（日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値）

色 相	明 度	彩 度
7. 5 R (赤) ~ 7. 5 Y (黄)	3 以下	6 を超える
7. 5 RP (紫) ~ 7. 5 R (赤) (7. 5 R は含まない) 7. 5 Y (黄) ~ 7. 5 GY (黄緑) (7. 5 Y は含まない)	3 以下	4 を超える
7. 5 GY (黄緑) ~ 7. 5 RP (紫) (7. 5 GY 及び 7. 5 RP は含まない)	3 以下	2 を超える

色彩基準として定められた色相（以下の表において、赤枠で囲まれた範囲）は、建築物等の各立面の面積の5分の1を超えて使用できません。



出典：埼玉県景観計画（別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準 ①都市区域）

第2章 景観計画に基づく届出等の手順

1. 届出等の手続き

届出対象行為となる建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び物件の堆積を行う場合は、以下の流れで届出等を行ってください。

届出対象行為は、計画・設計の変更が可能な早い段階で事前相談、行為の届出の30日前までに協議を行い、景観計画に定める景観形成基準等に適合させてください。その後、行為の着手の30日前までに行為の届出を行ってください。

※建築確認申請又は開発許可申請（以下、「開発許可申請等」という。）を行う場合は、それらの申請日の前まで、かつ行為の着手の30日前までに行為の届出を行なって下さい。

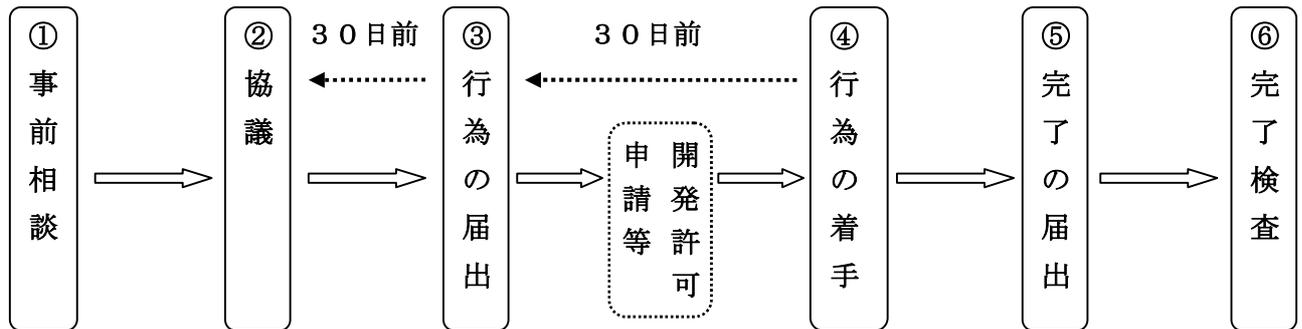
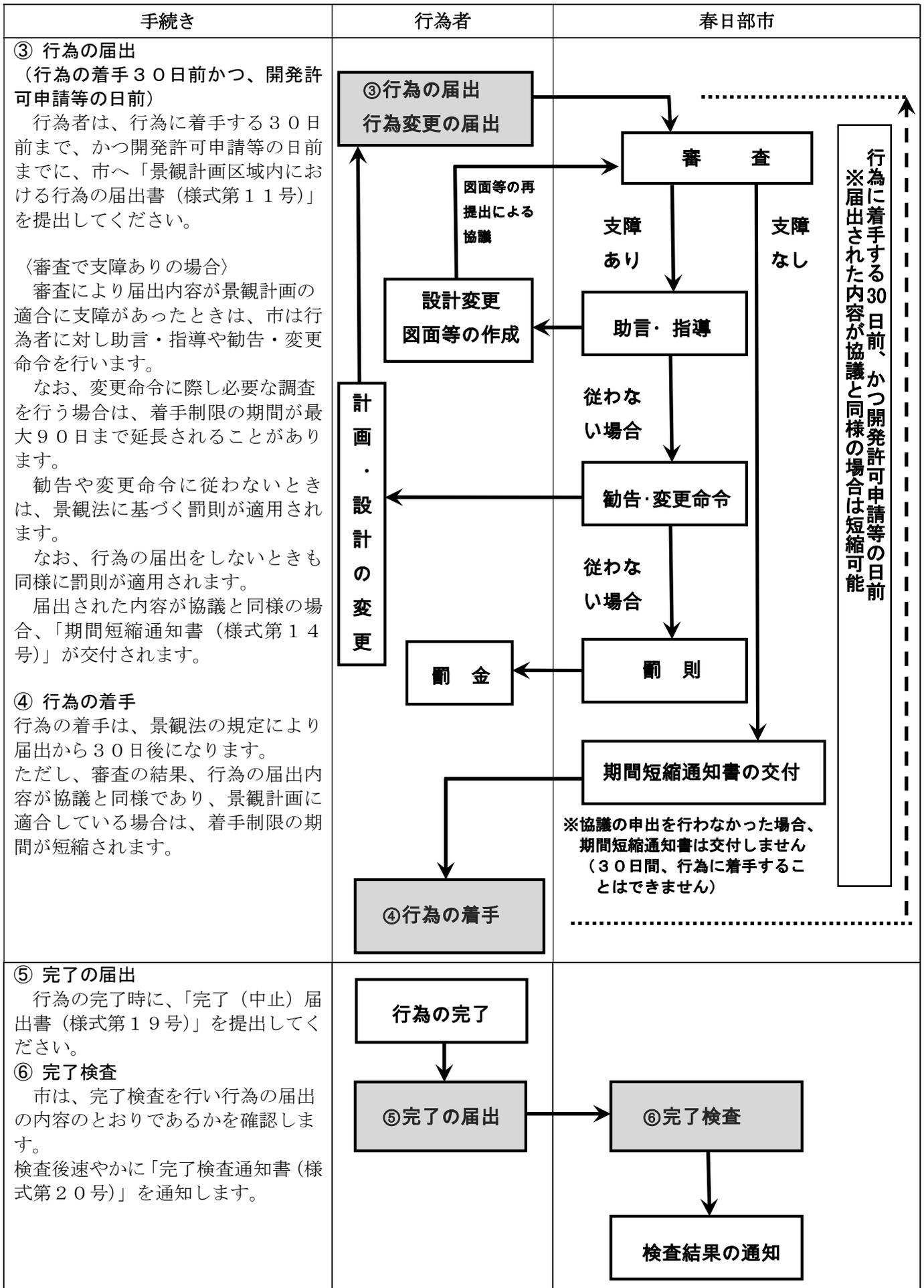


図 届出等の流れ

(1) 事前相談・協議

手続き	行為者	春日部市
① 事前相談（必要に応じて） 行為者は、行為の届出の要否、行為を行う場所の区域、景観への配慮事項など、確認したい事項を都市計画課（以下、「市」という。）へ相談してください。	①事前相談	助言
② 協議の申出 （申出時期：行為の届出30日前） 行為者は、行為の届出をするにあたり、行為の届出30日前（設計変更等が可能な段階）までに、市へ「景観計画区域内における行為の協議申出書（様式第9号）」を提出し協議を行ってください。 市は、申出の協議内容について、景観計画及びガイドライン等への適合状況などの確認をします。 なお、申出の協議内容について市からの助言・指導があった場合、行為者はその内容に適合するよう設計変更等を行い、変更した図面等を提出し、協議を行ってください。 市は、申出された協議内容が景観計画に適合している場合、行為者に「景観計画区域内における行為の協議結果通知書（様式第10号）」を交付します。 なお、適合して協議を終了した場合には、行為の届出時に必要な添付書類のうち、事前協議に提出した添付図書の省略が可能となります。	②協議の申出 設計変更図面等の作成 行為の届出	協議 景観計画等への適合の確認 不適合 助言・指導 協議終了 協議結果通知書 行為の届出の30日前

(2) 行為の届出・完了届



2. 提出する届出書等

届出にあたっては、以下の届出書及び添付図書を提出してください。

(1) 建築物の建築等・工作物の建設等に関する届出書等

届出等の種類 届出書名（様式）及び添付書類	添付図書		部数
	種類	図書に明示する内容	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">協議の申出</div> 協議申出書（様式第9号） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">行為の届出</div> 行為の届出書（様式第11号） [協議の内容により添付図書①～⑥の省略が認められます。この場合、協議結果通知書の写しを添付してください] <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">行為の変更</div> 行為の変更届出書（様式第12号） ・添付書類 【変更に係る行為の箇所の変更前と変更後の図書のみを添付してください】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">国の機関又は地方公共団体の行為の通知</div> 行為の通知書（様式第13号）	①位置図 縮尺 1/2,500 以上	<input type="checkbox"/> 方位、道路、目標となる地物及び行為の場所	2 部
	②配置図 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 方位 敷地境界線及び建築物又は工作物の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 植栽樹木の位置、樹種及び樹高 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影の位置及び方向	
	③平面図 縮尺 1/100 以上	<input type="checkbox"/> 方位、間取り及び用途	
	④立面図（着色したもので2面以上） 縮尺 1/50 以上	<input type="checkbox"/> 寸法、開口部、附属設備及び軒の位置並びに形状 <input type="checkbox"/> 外壁及び屋根の材料並びに色彩 <input type="checkbox"/> 色彩は日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（「マンセル値」）で表示	
	⑤現況写真	<input type="checkbox"/> 行為地及び周辺の現況カラー写真 2方向以上 ・複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。	
	⑥景観形成配慮事項説明書	<input type="checkbox"/> 景観への配慮事項	
	⑦委任状	<input type="checkbox"/> 届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">完了の届出</div> 完了（中止）届出書（様式第19号）	○完成写真	<input type="checkbox"/> 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真	1 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">中止の届出</div> 完了（中止）届出書（様式第19号）		<input type="checkbox"/> 届出の副本 ※中止の決定後、速やかに届出すること	1 部

(2) 開発行為に関する届出書等

届出等の種類 届出書名(様式)及び添付書類	添付図書		部 数
	種類	図書に明示する内容	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">協議の申出</div> 協議申出書(様式第9号) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">行為の届出</div> 行為の届出書(様式第11号) 【協議の内容により添付図書①～⑤の省略が認められます。この場合、協議結果通知書の写しを添付してください】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">行為の変更</div> 行為の変更届出書(様式第12号) ・添付書類 【変更に係る行為の箇所の変更前と変更後の図書のみを添付してください】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">国の機関又は地方公共団体の行為の通知</div> 行為の通知書(様式第13号)	①位置図 縮尺1/2,500以上	<input type="checkbox"/> 方位、道路、目標となる地物及び行為の場所	2 部
	②付近現況図 縮尺1/100以上	<input type="checkbox"/> 方位、敷地境界線及び建築物又は工作物の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影の位置及び方向	
	③現況写真	<input type="checkbox"/> 行為地及び周辺の現況カラー写真2方向以上 ・複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。	
	④計画図 縮尺1/100以上	<input type="checkbox"/> 方位、敷地境界線及び区画割 <input type="checkbox"/> 植栽樹木の位置、樹種及び樹高	
	⑤景観形成配慮事項説明書	<input type="checkbox"/> 景観への配慮事項	
	⑥委任状	<input type="checkbox"/> 届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">完了の届出</div> 完了(中止)届出書(様式第19号)	○完成写真	<input type="checkbox"/> 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真	1 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">中止の届出</div> 完了(中止)届出書(様式第19号)		<input type="checkbox"/> 届出の副本 ※中止の決定後、速やかに届出すること	

(3) 物件の堆積に関する届出書等

届出等の種類 届出書名(様式)及び添付書類	添付図書		部数
	種類	図書に明示する内容	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">協議の申出</div> 協議申出書(様式第9号) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">行為の届出</div> 行為の届出書(様式第11号) [協議の内容により添付図書①～⑤の省略が認められます。この場合、協議結果通知書の写しを添付してください] <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">行為の変更</div> 行為の変更届出書(様式第12号) ・添付書類 【変更に係る行為の箇所の変更前と変更後の図書のみを添付してください】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">国の機関又は地方公共団体の行為の通知</div> 行為の通知書(様式第13号)	①位置図 縮尺1/2,500以上	<input type="checkbox"/> 方位、道路、目標となる地物及び行為の場所	2 部
	②付近現況図 縮尺1/100以上	<input type="checkbox"/> 方位、敷地境界線及び建築物又は工作物の位置 <input type="checkbox"/> 敷地に接する道路の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 現況写真の撮影の位置及び方向	
	③現況写真	<input type="checkbox"/> 行為地及び周辺の現況カラー写真2方向以上 ・複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。	
	④計画図 縮尺1/100以上	<input type="checkbox"/> 方位及び敷地境界線 <input type="checkbox"/> 堆積する位置、面積及び高さ <input type="checkbox"/> 遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	⑤景観形成配慮事項説明書	<input type="checkbox"/> 景観への配慮事項	
	⑥委任状	<input type="checkbox"/> 届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">完了の届出</div> 完了(中止)届出書(様式第19号)	○完成写真	<input type="checkbox"/> 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真	1 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">中止の届出</div> 完了(中止)届出書(様式第19号)		<input type="checkbox"/> 届出の副本 ※中止の決定後、速やかに届出すること	部

3. 提出先及び問い合わせ先

〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地
 春日部市役所 都市整備部 都市計画課
 TEL 048-736-1111 (代表)
 FAX 048-736-1974

（表）

景観計画区域内における行為の協議申出書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

申出者 氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名及び電話番号〕

春日部市景観条例第21条の規定により、必要な図書を添えて協議します。

行為の場所	春日部市	
行為の種類	□建築物	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(修繕・模様替) □色彩の変更
	□工作物	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(修繕・模様替) □色彩の変更
	□開発行為 (3,000㎡以上)	
	□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
設計者	住所(所在地)	
	氏 名	
	電 話 番 号	
施工者	住所(所在地)	
	氏 名	
	電 話 番 号	
用途地域・市街化調整区域の区分		
景観計画区域の区分	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（景観計画重点地区を除く） <input type="checkbox"/> 景観計画重点地区(地区名称)	

(裏)

行為の内容	建築物・ 工作物			届出部分	既存部分	合計		
		建築面積			m ²	m ²	m ²	
		延べ面積			m ²	m ²	m ²	
		高さ			m	m	—	
		構造					—	
		敷地面積			m ²	m ²	m ²	
		階数			地上	階	地下	階
		用途						
		仕上材料	壁面					
			屋根					
色彩 (マンセル 値を記入し てください。)	壁面	基調色						
		強調色						
	屋根	屋根色						
開発行為	目的							
	面積							
物件の 堆積	目的							
	堆積の高さ		m	敷地面積		m ²		
※ 助言又は指導の経緯(日付・内容)								
事務担当者								

(裏)

行 為 の 内 容	建築物・ 工作物			届出部分	既存部分	合 計			
		建築面積			m ²	m ²	m ²		
		延べ面積			m ²	m ²	m ²		
		高さ			m	m	—		
		構造					—		
		敷地面積			m ²	m ²	m ²		
		階数			地上	階	地下	階	
		用途							
		仕上材料	壁面						
			屋根						
色彩 (マンセル 値を記入し てください。)	壁面	基調色							
		強調色							
	屋根	屋根色							
開 発 行 為	目 的								
	面 積								
物 件 の 堆 積	目 的								
	堆積の高さ			m	敷地面積	m ²			
協議結果通知書				年	月	日	第 号		
※ 助言又は指導の経緯(日付・内容)									
事務担当者									

様式第12号（第11条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

提出者 氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地・名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

景観法第16条第1項の規定により届け出た行為について、内容を変更したいので同条第2項の規定により、必要な図書を添えて届け出ます。

景観計画区域内 における行為の届 出書の受付年月日	年 月 日 第 号
行 為 の 場 所	春日部市
景観計画区域の区 分	<input type="checkbox"/> 景観計画区域（景観計画重点地区を除く） <input type="checkbox"/> 景観計画重点地区（地区名称 _____）
変更行為の予定期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 内 容	
変更理由	
助言又は指導の経緯（日付・内容）	

完了（中止）届出書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

提出者 氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地・名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

春日部市景観条例第26条第1項の規定により届け出ます。

行 為 の 場 所	春日部市
完了又は中止の年月日	年 月 日
景観法第16条第1項の規定 による行為の届出日	年 月 日
期間短縮通知書年月日 及び番号	年 月 日 第 号
景観法第16条第2項の規定 による行為の変更届出日	年 月 日
期間短縮通知書年月日 及び番号	年 月 日 第 号
行為を中止したときは その理由	
添 付 図 書 (中止の場合は不要)	<input type="checkbox"/> 完成写真 <input type="checkbox"/> その他

景観形成配慮事項説明書

基本的な考え方	春日部市全体からの視点	
	類型別都市景観形成の方針からの視点	
	周辺環境からの視点	
敷地の計画		
建築物	壁面の位置	
	外観のデザイン	
	屋外階段、バルコニー等	
	付属物	
工作物		
広告物及び広告物を掲示する物件		
外壁等の色彩・材料		
付属施設		
境界部		
緑化・植栽		

届出者	住所	
	氏名	
	電話番号	

景観形成配慮事項説明書（記入の方法）

基本的な考え方	春日部市全体からの視点	春日部市の中で敷地がどのような場所に位置しているか（中心部、周縁部など）を確認し、その場所にはどのような景観がふさわしいか考えて、今回の計画と敷地の基本的な関係をどう捉えたかを記入してください。
	類型別都市景観形成の方針からの視点	敷地がどのタイプに分類されるかを確認（住居系、商業・業務系、沿道利用系、工業系（大規模建築物等景観形成ガイドライン参照））し、タイプ別の景観特性にどう調和させたのかを記入してください。
	周辺環境からの視点	周辺にどのような景観的に重要な資源があるかを確認し、それらとの接続・調和にどう配慮したかを記入してください。 （例：公園、学校、文化財、自然等）
敷地の計画		敷地の条件や特性を調査して建物や外構の計画を立案したなど、敷地の持つ既存の特性や資源などをどう活用し、より良い景観の創出を心がけたかの配慮や経緯を具体的に記入してください。
建築物	壁面の位置	道路と壁面との間に一定のスペースを設けて建物の印象をやわらげるなど、どのように工夫したかを記入してください。
	外観のデザイン	勾配屋根を採用したとか、建物を雁行させたなど、建物の外観を決定した際にどのような配慮をしたかを具体的に記入してください。
	屋外階段、バルコニー等	屋外階段のデザインを躯体と一体化したとか、洗濯物や室外機が直接見えないようなバルコニーにしたなど、配慮した点を記入してください。
	付属物	建物に付属する高架水槽やキュービクル、冷暖房設備などについて目隠しするなど、景観上の配慮をどう行ったかを記入してください。
工作物		建物本体とは独立した構造物の配慮について記入してください。 例えば、煙突などの設置がある場合は、どのような景観的配慮が行われているかを記入してください。
広告物及び広告物を掲示する物件		袖看板や建物本体に広告物を掲出する予定がある場合は、広告物の大きさや色使いにどのような配慮をして決めたかを記入してください。 建物との調和や広告の統一を図ったなど具体的に記入してください。
外壁等の色彩・材料		外壁の素材や色彩を決定する際に、どのようなことを考えてその素材や色彩を選んだのかを記入してください。見栄えだけでなく褪色や汚れなどに配慮したなどということがあれば記入してください。
付属施設		ゴミ置場や自転車置場など建物本体とは独立した構造物について、どのような景観上の配慮が行われているかを記入してください。
境界部		無機質なフェンスの設置は控えて生垣を設置した、あるいはフェンスも色やグレードに気をつけて使用するものを決めたなど、境界部の処理をどのように行ったかを記入してください。
緑化・植栽		単に植栽を行うだけでなく見えやすいところに積極的に緑化した、中高木をポイント的に植えたなど、緑化を行うにあたって配慮した点などを記入してください。

届出者	住所	
	氏名	
	電話番号	

春日部市景観計画に基づく届出の手引き

平成25年7月発行

編集・発行 春日部市 都市整備部 都市計画課
〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地
TEL 048-736-1111 (代表)
FAX 048-736-1974